

オンボア®を自己注射される患者さんへ

## 飛行機搭乗時の注意点 （日本国内）

出張や旅行などでオンボアを飛行機に持ち込む必要がある場合は、下記の3つのポイントに従って事前に主治医に相談し、その取り扱いについて確認しましょう。



ポイント

1

### 事前に主治医に相談しましょう

出張や旅行の内容・期間を確認し、外出先での体調管理やオンボアの投与スケジュール等について主治医とよく相談しておきましょう。

ポイント

2

### 薬剤携行証明書を 用意しましょう

次ページに薬剤携行証明書のフォーマットを用意しています。右記を見本に、主治医に記入してもらいましょう。

携行本数を記入  
(1回あたり2本必要)

医療機関の情報を記入

主治医の署名が必要

見本

薬剤携行証明書	
氏名: ●●● ▲▲▲	日付: 20XX年 ●●月 ●●日
私は潰瘍性大腸炎の治療のため、次の薬剤を携行しています。 本薬剤を販売したり、ほかの目的に使用したりすることはありません。	
オンボア皮下注100mg（一般名：ミリキズマブ（遺伝子組換え））	
オートインジェクター	シリンジ
	又は  × <span style="border: 2px solid blue; padding: 2px;">2</span> 本
その他に使用しているお薬 ●●●●●、▲▲▲▲▲	
<small>注射器の破損・凍結を避けるために、飛行機内への持ち込みが必要です。 使用の前まで箱に入れて持ち歩く必要があります。 使用済みの注射器は持ち帰り、下記の医療機関の指示に従って、廃棄します。 ◎本薬剤に麻薬成分は含まれません。 ◎本薬剤は下記の医師の処方箋によって処方されています。 この患者に関する詳細な情報は、下記の医療機関（主治医）までお問合せください。</small>	
医療機関名: ●●●病院	
電話番号: ●●●-▲▲▲-XXXX	
住所: ●●県●●市●●▲▲▲-▲▲ XXビル	
主治医署名: ●●●●	

ポイント

3

### 取り扱いにおける注意点を確認しましょう

- 医師から処方された注射器は、機内への持ち込みや使用が認められています。  
機内への持ち込みについては各航空会社へご相談ください。
- 注射器は貨物室で破損・凍結する可能性があるため、手荷物として持参しましょう。
- 保安検査の際には、注射器であることを伝えましょう。  
このとき、**薬剤携行証明書（次ページ）**を提示するとスムーズです。
- 使用済みの注射器は、必ず持ち帰り、医療機関から指示された所定の方法で廃棄しましょう。



見本(前ページ)にならって、薬剤携行証明書を作成しましょう。  
本紙を医療機関に持参し、主治医に記入してもらいましょう。

〈日本国内〉

## 薬剤携行証明書

氏名: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は潰瘍性大腸炎の治療のため、次の薬剤を携行しています。  
本薬剤を販売したり、ほかの目的に使用したりすることはありません。

オンボー皮下注100mg〔一般名:ミリキズマブ(遺伝子組換え)〕



その他に使用しているお薬

注射器の破損・凍結を避けるために、飛行機内への持ち込みが必要です。  
使用の直前まで箱に入れて持ち歩く必要があります。  
使用済みの注射器は持ち帰り、下記の医療機関の指示に従って、廃棄します。

※本薬剤に麻薬成分は含まれません。  
※本薬剤は下記の医師の処方箋によって処方されています。  
この患者に関する詳細な情報は、下記の医療機関(主治医)までお問合せください。

医療機関名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

主治医署名: \_\_\_\_\_

本薬剤について質問がある場合には、主治医や薬剤師に相談しましょう。